

市民相談(11月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。

介護保険苦情・・・介護保険サービスなどに関するもの

▼弁護士

時 11月20日(水) 15:30~17:30
(1時間以内)

予 前日までに

問 くすのき広域連合

TEL 06-6995-1516

問 同連合守口支所(高齢介護課内)

TEL 06-6992-2180

場 市役所1階市民相談室101

女性の悩み相談(1人50分・先着3人)

毎月第1~第4火曜日13:00~16:00

予 前日までに

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00~12:00

▽毎週木曜日13:00~16:00

場 上記いずれも市役所5階相談室507

備 当日直接

人権電話相談

毎月第2・4金曜日17:00~20:00

(1人30分)

問 人権室

TEL 06-6992-1512

生活不安や仕事の相談

平日9:00~17:30

場 市役所7階くらしサポートセンター
守口

備 当日直接

TEL 0800-200-8011

進路選択などの相談

進路や奨学金のことなど

時 11月8日・15日・22日・29日(金)

場 大日サービスコーナー

(イオンモール大日内)

問 学校教育課

TEL 06-6995-3151

小型家電・蛍光管の回収ボックス

小型家電・蛍光管を公共施設に設置している回収ボックスで無料回収を行っています。

小型家電は、投入ボックスに入るサイズ(20cm×35cm)に限ります。

蛍光管は、(直管型・環型・コンパクト型)の蛍光管)に限ります。

設置場所は市役所、クリーンセンター、各コミュニティセンターです。で、利用してください。

また、令和2年4月1日から、ごみ処理に関する取り扱いが大きく変わります。詳しくは、広報もりぐち9月号または市ホームページをご覧ください。

問 クリーンセンター業務課
TEL 06-6991-3840



子ども・若者育成支援強調月間

心身ともに健やかでたくましい青少年を育成していくことは、皆さんの願いです。

市は、青少年の健全育成の環境づくりをすすめるため、青少年問題協議会、地域の各種団体と協力し、次の2点を重点目標として啓発活動を展開します。

- ① 青少年を取り巻く有害環境の改善
- ② 健全な家庭づくりの支援

期間中は、これらの目標を推進するため、小学校区の実情にあわせ、次の活動を行います。

- ▽ 校区内のパレードなどを通して、月間運動の趣旨普及に努めます。
- ▽ 青少年にとって好ましくない地域環境(有害図書)を点検・調査し、その改善に取り組みます。

問 コミュニティ推進課
TEL 06-6992-1520

水道(給水装置)工事は市指定業者へ

市内の水道工事は、水道条例により「市指定給水装置工事業者」以外は施工できません。

新築、増改築その他工事で水道工事をする場合には、市指定給水装置工事業者に申し込み、水道局に給水装置工事申込書を提出し、事前に水道局の承認を得るようにしてください。

なお、市指定給水装置工事業者一覧は、市ホームページをご覧ください。

問 水道局お客さまセンター
TEL 06-6991-6771



小型充電式電池の巻
このマークが付いている電池だよ。ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ニッケル金属水素電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ニッケル金属水素電池、リチウムイオン電池、ニッケル金属水素電池、リチウムイオン電池。

小型充電式電池は、【JBRIC】の協力店で回収しているんだ。

協力は【JBRIC】のホームページで確認してね

消費生活センターだより

身に覚えのない海外からの郵便物・小包に注意しましょう

【事例1】

海外からの荷物が国際郵便で自宅ポストに届いた。表書きは外国語表記で、身に覚えがないので開封していない。届いた商品をどう扱えばよいか。

【事例2】

3日前に海外からの荷物が届いた。海外の通販サイトを利用することもあり、確認のため開封してしまった。中はキーホルダーだったが注文した覚えはなかった。明細や請求書は同封されていなかったが、後から請求された場合どうすればよいか。

【助言】

海外から届いた荷物に心当たりがない場合、ネガティブオプション(送り

付け商法)である可能性があります。ネガティブオプションの場合は、売買契約は成立していないため、荷物の中に請求書が入っていても支払う必要はありません。受け取った日から14日間(商品の引き取りを販売業者に請求した場合は7日間)を過ぎても販売業者が引き取りに来なければ、商品を自由に処分してよいことになっています。

一方、請求書が入っていない場合でも、後日請求される可能性があるため、念のため商品は手元に保管し、クレジットカードなどの明細は毎月確認するようにしましょう。

注文した覚えのない商品が届いたときや、家族あてなど、受け取るべきかその場で判断できないときは、商品を一担持ち帰ってもらいましょう。またポストに直接投函されていたときでも、未開封であれば受け取り拒否が可能です。ただし、発送元が海外である

商品を受け取ってしまったときは、偽造品と疑われるなど関税法上の問題となる可能性があるため、安易に送り返さないようにしましょう。

なお、通信販売で注文した商品や、知り合いからのプレゼントが、海外から配送されてくることもあります。普段からの備えとして、通信販売を利用したときは、代引きなど支払い方法も含めて家族に伝え、「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。

問 消費生活センター相談専用電話
TEL 06-6998-3600

時 午前9時30分~午後4時30分(平日のみ)
消費者ホットライン(土・日、祝日相談)のみのみ

TEL 06-6998-188
時 午前10時~午後4時

放置自転車の引き取りを

自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。

【9月撤去分】

保管期間 移送の告示日から1カ月
処分日 11月23日(土・祝)

心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

TEL 06-6902-2340

返還時間 毎日午前10時~午後7時

住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原動機付自転車4千円)

注 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象

問 道路課
TEL 06-6992-1693



福祉の総合相談

場 ①市役所7階守口市社会福祉協議会
②いきいきネット相談支援センター(藤田町4-20-1)
③各コミュニティセンター

時 ①平日午前9時~午後5時30分
②平日午前10時~午後4時(左表の開催日時を除く)
③平日(左表のとおり)

備 当日直接
問 守口市社会福祉協議会
TEL 06-6992-2715

毎月	場所	11月
第1火曜日	西部	5日
第1木曜日	庭窪	7日
第2火曜日	北部	12日
第2木曜日	南部エリア	14日
第3火曜日	錦	19日
第3木曜日	東部エリア	21日
第4火曜日	八雲東	26日

時 すべて10:00~12:00